

## 第18章 金融検査体制

### I 平成12年度の金融検査体制の整備

1. 金融検査の充実強化のためには、検査体制の整備が不可欠であり、金融庁発足の年となった平成12年度も、検査官の定員を大幅に増員するとともに、各業態の特色に対応した専門性の高い深度ある検査を実施する目的で設置した部門についても、14部門から16部門に拡充した。

また、平成12年7月の金融庁設置時に「検査総括課」を「総務課」に、「審査業務課」を「審査課」に改組したほか、平成13年1月の中央省庁再編時には「検査部」から「検査局」へ昇格している。

拡充後の部門配置は、第1部門から第3部門は都市銀行、第4部門は長期信用銀行・信託銀行・協同組織金融中央機関、第5部門から第7部門は外国銀行支店・外資系信託銀行、第8部門から第11部門は地方銀行・第二地方銀行、第12・13部門は主に保険会社、第14・15部門は主に証券会社、第16部門は検査応援部門とした（別図18-1参照）。

検査応援部門の新設により、財務局検査の応援のほか、本庁主担検査において緊急的な検査官の派遣が可能となり、より機動的・効率的な検査を実施できる体制となった。なお、平成12年度において第16部門は、主に信用組合の検査を実施している。

2. さらに、バックオフィスについては、検査監理機能強化の観点から平成12年7月に、検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を新設している。また、これに伴い監理係を新設したことにより、金融検査マニュアルの運用が、機械的・画一的になることのないよう、検査実施状況を監理すること等が可能となった。

このほか、外資系金融機関に対する検査や審査業務の強化を図ること等を目的として、総務課では「国際調整係」、「監理係」及び「地方第2係」を、審査課においても「審査第5係」をそれぞれ新設及び増設している（資料18-1参照）。

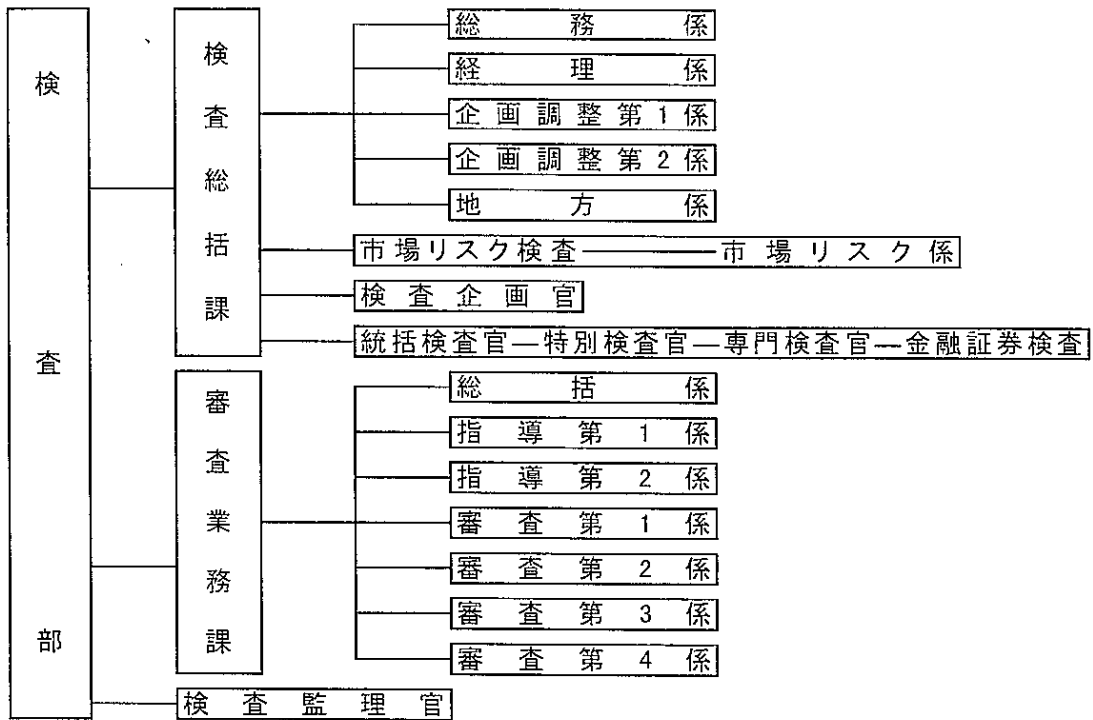
3. 金融検査に従事する職員数は、別図18-4に示すとおり、検査局(部)及び財務(大蔵)省財務局(財務局には財務支局を含む)において、それぞれ70人増の319人、95人増の567人となり、厳正で実効性ある検査のための体制強化が着々と図られつつある（資料18-2参照）。

(注) 各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務局等との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

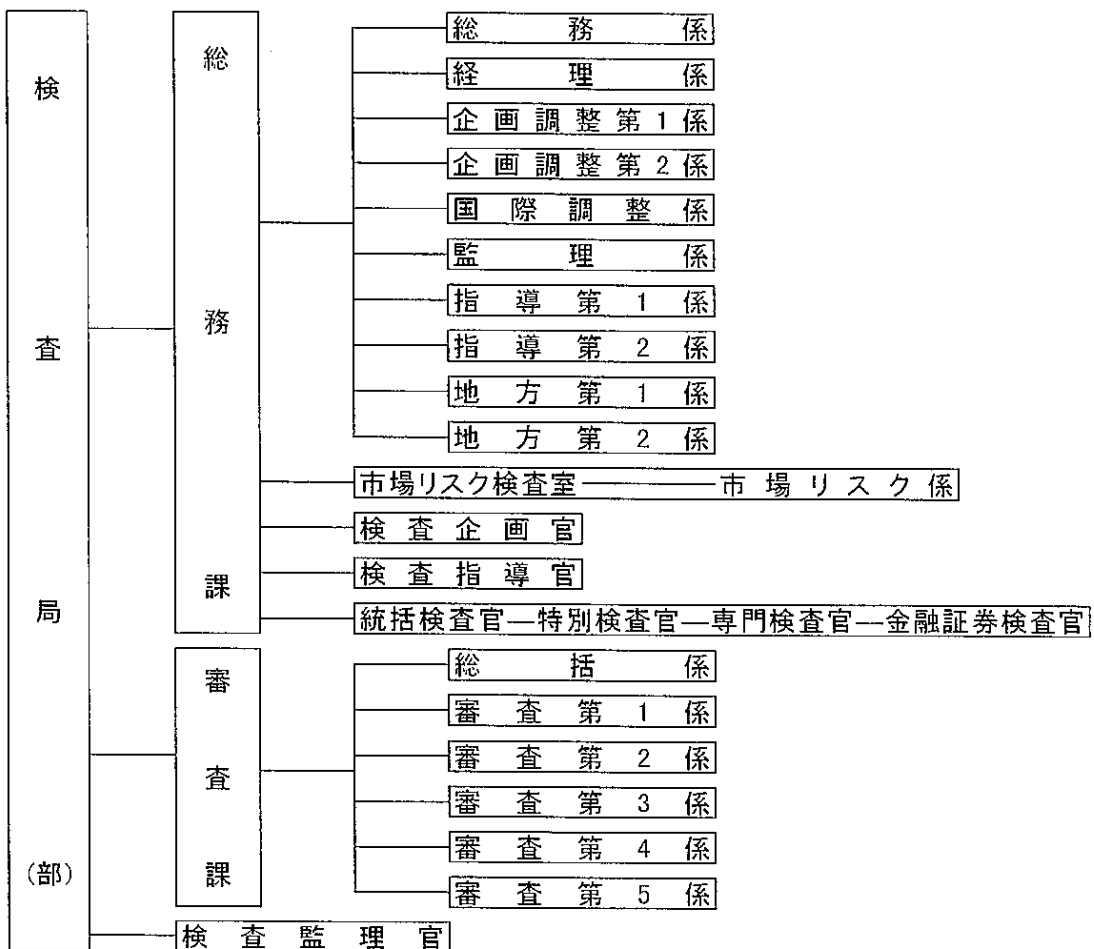
別図18-1 各部門が担当する検査対象業種

部門の名称	対 象 業 種
第1部門	都市銀行
第2部門	
第3部門	
第4部門	長期信用銀行、信託銀行、協同組織金融中央機関
第5部門	外国銀行支店、外資系信託銀行
第6部門	
第7部門	
第8部門	地方銀行、第二地方銀行協会加盟行
第9部門	
第10部門	
第11部門	
第12部門	保険会社
第13部門	
第14部門	証券会社
第15部門	
第16部門	検査応援(信用組合等)

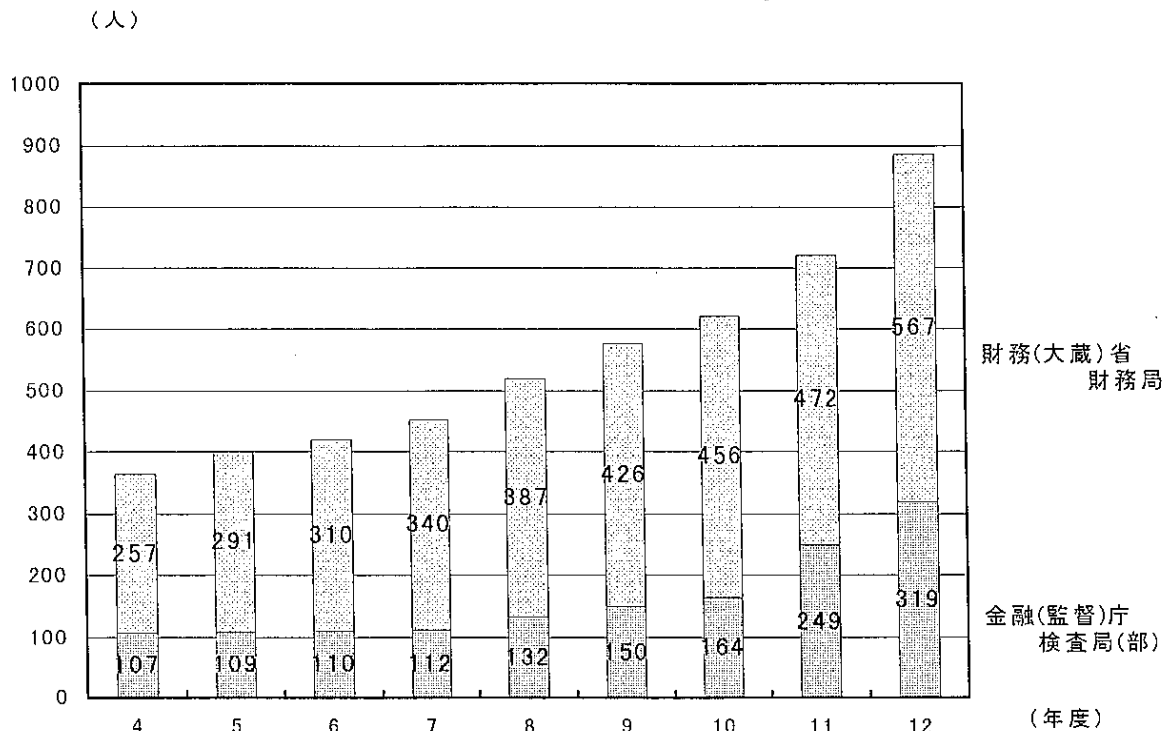
別図18-2 金融監督庁検査部組織図（平成11検査事務年度）



別図18-3 金融庁検査局(部)組織図（平成12検査事務年度）



別図18-4 金融検査に従事する職員数の推移



(注1) 計数については資料18-2参照。

(注2) 金融(監督)庁検査局(部)の平成9年度末以前の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

(注3) 当庁では発足以降、民間の専門家を非常勤職員として採用し、金融検査に従事させている(第2章第4節を参照)。

## II 平成13年度の体制整備

平成13年度機構・定員及び予算において、46名(定員削減等5名を含む純増41名)の検査官の増員が認められ、319名から360名体制となる見込みである。これに伴い部門を2部門増設し、従来の16部門から18部門制を採ることとしている。増設する部門の検査対象業態については、証券会社及び保険会社にそれぞれ1部門ずつ配置することを検討している。

(注1) 金融庁検査局と財務局等との関係(資料18-3参照)

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務局長等に委任している。この委任している事務に関しては、金融庁長官が財務局長等を直接指揮監督しており、検査に係る金融庁の指揮命令系統を明確にするため、財務局の理財部には検査監理官を設けている。

なお、「財務局長等」とは、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長を指す。

(注2) 金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係(資料18-3参照)

証券会社については、検査局と証券取引等監視委員会の双方が検査を実施しており、経営の健全性を確保する観点からの検査は検査局が担当し、証券会社の取引等の公正を確保する観点からの検査は証券取引等監視委員会が担当することとなっている。